

名古屋市公報	令和元年 8月15日 第15号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課) (第20号)	3
○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(上下水・調査課) (第21号)	17
○ 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(上下水・調査課) (第22号)	18
告 示		
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・東山総合公園管理課) (第196号)	19
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第197号)	20
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正	(市経・地域商業課) (第198号)	22
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第199号)	25
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	26

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正について（第20号）

1 改正内容

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）等の施行に関し、規定の整備を行います。（第 2条から第16条、第18条、第20条、第21条、附則第 4項から第 9項、第 1号様式から第15号様式及び第17号様式から第20号様式関係）

2 施行期日

令和元年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第21号）

1 内容

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第17号）中第16条の改正規定の施行期日を令和元年10月 1日と定めるものです。

○ 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第22号）

1 内容

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第19号）中目次の改正規定（「第15条」を「第15条の 2」に改める部分に限る。）、第12条の次に 1条を加える改正規定、第 4章中第15条の次に 1条を加える改正規定並びに附則第 2項及び第 3項の規定の施行期日を令和元年10月 1日と定めるものです。

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第20号

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第 2条の見出し及び同条第 1項中「第 1条第 1号」を「第 1条の 5第 1号」に、同条第 2項中「第 1条第10号」を「第 1条の 5第10号」に改める。

第 3条の見出し中「支給認定」を「認定」に改め、同条第 1項中「第20条第 1項」の次に「又は法第30条の 5第 1項」を加え、「支給認定」を「教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定」に改め、同項第 1号中「第19条第 1項第 1号」の次に「又は法第30条の 4各号」を加え、「施設型給付費支給認定申請書」を「教育・保育給付 1号認定申請書」に、同項第 2号中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」を「教育・保育給付 2号・ 3号認定申請書」に改め、同条第 2項を次のように改める。

- 2 前項各号の申請書を受け付けた区長は、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者に該

当すると認めるときは、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる書類を当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者に交付する。

- (1) 教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付認定通知書（第 3号様式）
及び支給認定証（第 4号様式）
- (2) 施設等利用給付認定保護者 施設等利用給付認定通知書（第 4号様式の
2）

第 3条第 3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者」に、「支給認定非該当通知書」を「教育・保育給付認定施設等利用給付認定非該当通知書」に改める。

第 4条第 1号中「第 1条第 3号」を「第 1条の 5第 3号」に、同条第 2号中「第 1条第 6号」を「第 1条の 5第 6号」に改める。

第 4条の 2の見出し中「別表第 1備考第 3項」を「別表備考第 6項」に改め、同条第 1項を削り、同条第 2項中「別表第 2備考において読み替えて準用する条例別表第 1備考第 3項」を「別表備考第 6項」に改め、「特定被監護者等」の次に「（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）」を加え、「第 1番目の支給認定子ども」を「第 1番目の教育・保育給付認定子ども」に、「条例別表第 2Bの項に定める額」を「3,800円」に、「法第19条第 1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、支給認定保護者の属する世帯がC₁階層及びC₂階層の子ども並びに同項第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「以降の支給認定子ども」を「以降の教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同条とする。

第 4条の 3の見出し中「別表第 1備考第 5項」を「別表備考第 9項」に改め、同条第 1項を削り、同条第 2項中「別表第 2備考において読み替えて準用する条例別表第 1備考第 5項」を「別表備考第 9項」に改め、同項第 1号中「別表第 1備考第 3項各号」を「別表備考第 6項各号」に改め、同項第 2号中「小学校就学前子どもに限る」を「政令第13条第 2項に規定する負担額算定基準子どもをいう」に改め、同項を同条とする。

第 5条の見出し中「利用者負担額」を「利用者負担額等」に改め、同条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担額決定通

知書」を「利用者負担額等決定通知書」に改める。

第 6 条の見出し中「支給認定」を「認定」に改め、同条第 1 項中「第 8 条第 4 号ロ」の次に「及び府令第 28 条の 5 第 4 号ロ」を加え、同条第 2 項中「第 12 号」の次に「並びに府令第 28 条の 5 第 6 号（府令第 1 条の 5 第 9 号に係る部分に限る。）」を加え、同条第 3 項中「第 13 号」の次に「並びに府令第 28 条の 5 第 6 号（府令第 1 条の 5 第 10 号に係る部分に限る。）」を加える。

第 7 条中「第 22 条」の次に「及び法第 30 条の 7」を加える。

第 8 条を次のように改める。

（認定の取消し）

第 8 条 区長は、法第 24 条第 1 項又は法第 30 条の 9 第 1 項の規定により教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を取り消したときは、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる通知書により当該認定に係る小学校就学前子どもの保護者に通知するものとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付認定取消通知書（第 8 号様式）
- (2) 施設等利用給付認定保護者 施設等利用給付認定取消通知書（第 8 号様式の 2）

第 9 条中「規則第 15 条第 1 項」を「府令第 15 条第 1 項及び府令第 28 条の 12 第 1 項」に、「支給認定申請内容変更届出書」を「教育・保育給付認定申請内容
施設等利用給付認定
変更届出書」に改める。

第 10 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 11 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 12 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 14 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

区長は、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請により、利用者負担額を減額することができる。

第14条第 4項及び第15条第 2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条中「条例別表第 1の利用者負担額基準月額にあってはその月における特定教育・保育施設の利用期間において当該特定教育・保育施設が特定教育・保育の提供を行う日数を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、条例別表第 2の利用者負担額基準月額にあっては」を削る。

第18条の見出し中「特定教育・保育施設等の」を削り、同条中「及び法第43条第 1項」を「、法第43条第 1項及び法第58条の 2」に、
「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業
者確認申請書」を「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業
者確認申請書」に改める。

第20条の見出し中「特定教育・保育施設等の」を削り、同条第 1項中「及び法第47条第 1項」を「、法第47条第 1項及び法第58条の 5」に、
「特定教育・保育施設
特定地域型
保育施設
保育事業者
変更届出書」を「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業
者変更届出書」に改める。

第21条の見出し中「特定教育・保育施設等の」を削り、同条中「及び法第48条」を「、法第48条及び法第58条の 6」に、
「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者
確認辞退
届出書」を「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業
者確認辞退届出書」に改める。

附則第 4項中「附則第 2項から第 4項まで」を「附則第 3項」に改める。

附則第 5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「附則第 2項及び第 4項に規定する額（同項の場合にあっては、特定保育所の利用に係る額に限る。）」を「附則第 3項に規定する額」に、「附則第 9項」を「附則第 7項」に改める。

附則第 6項ただし書中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」

に改める。

附則第 7 項及び第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 7 項とする。

第 1 号様式中「施設型給付費支給認定申請書」を「教育・保育給付 1 号認定施設等利用給付認定申請書」に、「施設型給付費に係る支給認定」を「教育・保育給付 1 号に係る施設等利用給付認定」に、「並びに児童扶養手当」を「、児童扶養手当」に改め、「愛知県遺児手当に関する資料」の次に「並びに妊娠の届出に関する資料」を加え、「小学校就学前子ども」を「子ども」に、

「

利用を予定する 施設名	
----------------	--

」

を

「

利用を予定する 施設（事業）名			
希望する認定区分		認定を希望 する理由	

」

に改める。

第 2 号様式中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」を「教育・保育給付 2 号・ 3 号認定申請書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定」を「教育・保育給付 2 号・ 3 号に係る教育・保育給付認定」に、「申請に係る小学校就学前子ども」を「申請に係る子ども」に、「小学校就学前子どもの」を「申請に係る子どもの」に改める。

第 3 号様式中「支給認定通知書」を「教育・保育給付認定通知書」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「小学校就学前子どもの」を「認定」に改める。

第 4 号様式中「子ども・子育て支援支給認定証」を「支給認定証」に、「支

給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「小学校就学前子どもの」を「認定」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 4号様式の 2

施設等利用給付認定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

施設等利用給付認定につきまして、次のとおり認定しましたので通知します。

施設等利用給付 認定番号			
施設等利用給付 認定子ども	氏 名	生 年 月 日	
		年 月 日	
施設等利用給付 認定保護者	氏 名	生 年 月 日	
		年 月 日	
認定区分		事 由	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
認定年月日			
備 考			

備考1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 5号様式中「支給認定非該当通知書」を「教育・保育給付認定施設等利用給付認定非該当通知書」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定施設等利用給付認定に」に、「小学校就学前子ども氏名」を「申請に係る子どもの氏名」に改める。

第 6号様式中「利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額等決定通知書」に、「利用者負担額を」を「利用者負担額等を」に、「支給認定子ども氏名」を「教育・保育給付認定子ども氏名」に、

「

世帯の階層区分		利用者負担額月額	
---------	--	----------	--

」

を

「

利用者負担額月額	
----------	--

」

に改める。

第 7号様式中「支給認定保護者」を「認定保護者」に、「支給認定子ども及び」を「認定子ども及び」に、

「

支給認定証番号			
支給認定子ども	氏名（フリガナ）	生	年 月 日
			年 月 日

」

を

「

認定子ども	氏名（フリガナ）	生	年 月 日
			年 月 日

」

に、「小学校就学前子どもの」を「認定」に改める。

第 8号様式中「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定保護者氏名」を「教育・保育給付認定保護者氏名」に、「支給認定子ども氏名」を「教育・保育給付認定子ども氏名」に改め、同様式の次に次の 1様式を加える。

第 8号様式の 2

施設等利用給付認定取消通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

子ども・子育て支援法第30条の 9第 1項の規定により、次のとおり施設等利用給付認定を取り消しましたので通知します。

施設等利用給付 認定番号		施設等利用給付 認定保護者氏名	
取 消 日	年 月 日	施設等利用給付 認定子ども氏名	
取 消 理 由			

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

・ 保 育 施 設
保 育 事 業 者 に 、
育 て 支 援 施 設 等 」

「

確認を受けようとする施設（事業）の種類	区 分		様式
	特定教育・ 保育施設		
	特定地域型 保育事業		

」

を

「

確認を受けようとする施設（事業）の種類	区 分		様式
	特定教育・ 保育施設		
	特定地域型 保育事業		
	特定子ども ・ 子育て支 援施設等		

」

に改め、同様式注に次の 1 項を加える。

- 4 「特定子ども・子育て支援施設等」欄には、幼稚園、特別支援学校（幼稚園部）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業の別を記入してください。

第17号様式中「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者
変更届出書」を「特定教育・保
育施設
保育事業者変更届出書」に、「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保
育施設
保育事業者変更届出書」に改める。

育 施 設

育 事 業 者 変 更 届 出 書 に、「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保
育施設
保育事業者変更届出書」に改める。

育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第18号様式中「就学前子どもに」を「子どもに」に、「小学校就学前子ども」
を「子ども」に改める。

第19号様式中「特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者確認辞退届出書」を「特定教育・
特定地域型
特定子ども・子

保 育 施 設
保 育 事 業 者 確 認 辞 退 届 出 書 に、「就学前子ども」を「子ども」に改める。
育 て 支 援 施 設 等 」

第20号様式中

「

支 給 認 定 証 番 号	
---------------	--

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

次のとおり決定しましたので通知します。
なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。

を

「

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

次のとおり決定しましたので通知します。
なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書、届、届出書及び申込書は、この規則による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書及び認定証は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和元年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第21号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を
定める規則

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第17号）
中第16条の改正規定の施行期日は、令和元年10月 1 日とする。

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第22号

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第19号）中目次の改正規定（「第15条」を「第15条の2」に改める部分に限る。）、第12条の次に1条を加える改正規定、第4章中第15条の次に1条を加える改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定の施行期日は、令和元年10月1日とする。

名古屋市告示第 196号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

令和元年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園及び有料公園施設等の名称

上池駐車場

2 変更内容

令和元年 8月19日から同年 9月 7日までを供用しない日に変更します。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 197号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和元年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
平岡 未来 名古屋市港区善進本町 326番地 ユートピー I 202号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区福島一丁目15番、畑、335.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 裕亮 名古屋市中川区富永二丁目 378番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和元年 9月 1日から令和 4年 8月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
335.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況
トラック： 1、耕運機： 1、鎌： 1、鍬： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 198号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（平成31年名古屋市告示第 163号）の一部を次のように改正します。

令和元年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

開場時間の表中

「			
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	午前 9時45分から午後 7時30分 まで ただし、12月31日は午前 9時45 分から午後 6時まで	を	
		」	
「			
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	7月 1日から当分の間、開場し ません。	に、	
		」	
「			
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時 から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 6時まで		

名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は午前 9時 30分から午後 7時30分まで ただし、11月 1日から 3月31日 までは午前 9時30分から午後 7 時まで 専門店部門は午前10時から午後 7時まで	を
------------------------------------	---	---

「

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	午前10時から午後 6時まで	に
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	午前10時から午後 7時まで	

」

改め、休業日の表中

「

名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	日曜日（12月29日を除きます。） 並びに 5月 4日、同月 6日、 8 月14日から同月16日まで及び 1 月 1日から同月 4日まで	を
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22 号	日曜日（12月29日を除きます。） 並びに 7月15日、 8月15日、同 月16日及び 1月 1日から同月 4 日まで	

」

「

名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22 号	日曜日（12月29日を除きます。） 並びに 7月15日、 8月15日、同 月16日及び 1月 1日から同月 4	に、
---------------------------------------	---	----

	日まで
--	-----

」

「

名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地 の 4	セルフサービス部門は日曜日（12月29日を除きます。）並びに 5月 6日、8月14日から16日まで、11月 4日及び 1月 1日から 同月 4日まで 専門店部門は日曜日（一部専門店 は月曜日、火曜日又は水曜日 （12月29日は除きます。））並 びに 8月13日から同月15日まで 及び 1月 1日から同月 4日まで
--	--

を

」

「

名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地 の 4	日曜日（一部専門店は月曜日、 火曜日又は水曜日（12月29日は 除きます。））並びに 8月13日 から同月15日まで及び 1月 1日 から同月 4日まで
--	--

に

」

改める。

附 則

この告示は、告示日から施行する。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 199号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 8月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3の一部並びに鶴舞二丁目 1番 1の一部及び 1番 2の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年 8 月 6日懲戒処分に付した。

令和元年 8月 6日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	減給10分の 1 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号